

令和6年4月10日

保護者 様

京田辺市教育委員会
教育長 山岡 弘高
京田辺市立田辺学校
校長 中井 達

インターネットクラウドサービス利用に係る「個人情報」の取扱いについて

日頃より、本校教育活動にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

京田辺市内小・中学校では、GIGA スクール構想の実現の取組により、児童生徒一人一台タブレット端末を活用した授業や教育活動を行っております。

つきましては、今後の ICT 利活用を推進する中、下記のとおり「個人情報」の取扱いについてお知らせしますので、保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

記

1 インターネットクラウドサービス利用に係る個人情報の登録について

新たに、次のとおり必要最小限の個人情報をインターネットクラウドサービスに登録して利用します。
なお、「学習 e ポータルシステム」を通じて利用可能な学習システムは増加する予定です。(例：学習者用デジタル教科書など)。

(1) 登録先（事業者名：サービス名）

- ・Microsoft Corporation : Microsoft 365
- ・株式会社 LoiLo : ロイロノート・スクール
- ・株式会社内田洋行 : 学習 e ポータルシステム「L-Gate」

(2) 登録する個人情報

- ・学校名、クラス情報（学年、組、出席番号）、姓・名（漢字、ふりがな）

(3) サービス利用時に記録される個人情報

- ・各サービスの各種機能に個人が作成・使用・登録したファイルやデータに含まれる写真等の個人情報
- ・各サービスを利用した際の利用履歴に含まれる情報
- ・各サービスと連携する各種サービスを利用した際の利用履歴に含まれる情報
- ・各サービスに関して問い合わせ、要望等が必要になった場合に伝える情報

(4) 登録する理由

- ・オンライン上で、児童生徒一人一人が国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用するため。
- ・オンライン上で、児童生徒一人一人の学習や現状の学習状況の把握を円滑に行えるようにするため。

(5) 登録先による管理

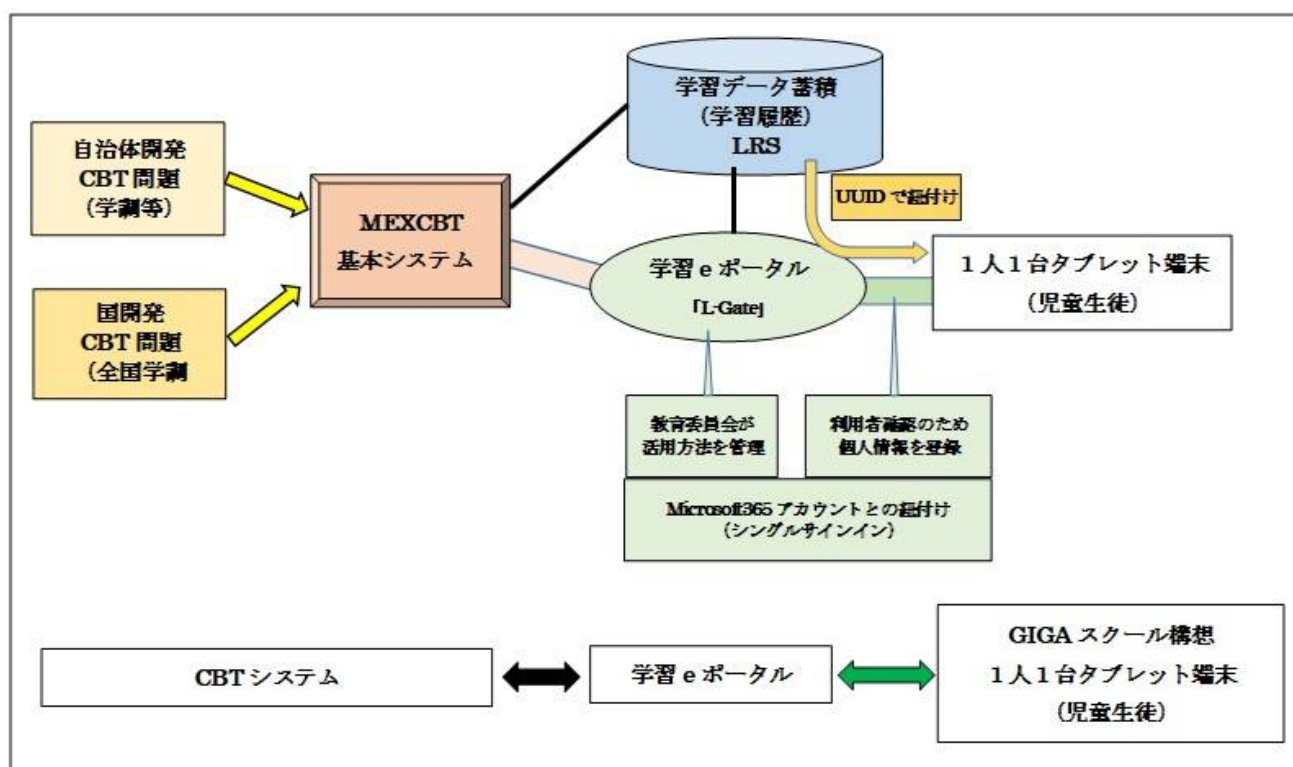
- ・登録先の事業者においては、目的外利用や不正アクセス、情報漏えいを防ぐため、それぞれ個人情報保護方針等が定められており、適正に管理されてます。
- ・提供された個人情報をもとに、個人を特定することができない形式に加工した匿名加工情報及び統計情報を作成して利用することがありますが、当該情報を取り扱う際には、個人情報保護法その他の法令及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」その他のガイドラインを遵守されます。

2 ウェブフィルタリングにおけるアクセスログの収集について

- (1) タブレット端末では有害サイトを閲覧できないようフィルタリングシステムを利用しています。当該システムではタブレット端末のインターネットサイトのアクセス記録が一定期間保存されます。
- (2) フィルタリングシステムに保存される記録は、使用したタブレット端末名と IP アドレスであるため、利用者は記録されません。（通信データ本文中に個人情報が含まれていれば記録されます。）
- (3) 端末の利用者は学校が管理し、フィルタリングシステムは教育委員会が管理しているため、通常は誰がどんなサイトにアクセスしたかは把握できませんが、児童生徒の命に関わると判断した場合、学校と教育委員会とが連携してアクセス記録を利用することがあります。

3 学習データについて（下図参照）

児童生徒が学習 e ポータルシステム「L-Gate」を利用して回答した問題の学習データは、クラウドサービス上の「LRS(Learning Record Store)」に、人が見たとしても意味不明な 16 桁の個人識別子 (UUID) に紐づけられて記録・管理されます。蓄積されたデータは学習 e ポータル事業者は取り扱わず、学習者またはその代理人たる保護者から委託された学校設置者 (教育委員会) が Microsoft アカウントとの紐付け (シングルサインイン) により、データの管理を行います。



インターネットにつながっている状態のこと。

※オフライン

インターネットにつながっていない状態のこと。

◆クラウドサービス

従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するもの。

インターネット接続環境を用意することで、どの端末からでも、さまざまなサービスを利用することができる。

利用者から見て、インターネットの先にある「自分が利用しているコンピュータの形態」が実際にどうなっているのか見えづらいことを、図で雲のかたまりのように表現したことから、「cloud=雲」という名称がついたと言われている。

◆文部科学省 CBT システム（MEXCBT：メクビット）

文部科学省が開発した、児童生徒が学校や家庭において、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用し、学習やアセスメント（測定）ができるコンピュータベースのテストシステム（CBT, Computer Based Testing）システムのこと。

- ・学習結果は MEXCBT の中に蓄積されている。
- ・テスト結果やその学習履歴を閲覧する（振り返る）機能は MEXCBT には備わっていない。

◆学習 e ポータル

日本の初等中等教育（学校教育）に適した共通で、必要な学習管理機能を備えたソフトウェアシステム。国際的な技術規格に則り、MEXCBT やさまざまな教科書・教材、学習ツールなどを連携させるハブとして機能するように設計されている。

- ・学習のコンテンツやツールとの窓口機能

学習者用デジタル教科書や教材との連携（予定）。

- ・文科省システム（MEXCBT）のアクセス機能

MEXCBT から学習データを受け取り、成績データなどを表示する機能を提供。このため、MEXCBT を利用するには「学習 e ポータル」を利用する必要がある。

学習 e ポータルは、2021 年 11 月の時点では下記の 4 つだが、今後さらに増えることが見込まれている。

●L-Gate（株式会社内田洋行）

●Open Platform for Education（OPE）（日本電気株式会社）

●まなびポケット（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）

●Studyplus for School（スタディプラス株式会社）

◆ウェブフィルタリング（URL フィルタリング）

学習、または教育上、閲覧することが不適切なインターネット上の Web サイト（アダルトサイトや薬物・犯罪に関するサイト等）をフィルタリングし、児童生徒に見せなくすること。

※コンテンツフィルタリング

インターネット間でやり取りされる情報を監視・フィルタリングし、内容（コンテンツ）に問題がある場合に、そのやり取りを遮断すること。

◆アクセスログ

サーバーへのインターネット上のホームページやサイトへの接続記録。

※サーバー

インターネット等のネットワークを通じて、他のコンピュータに情報やサービスを提供するコンピュータのこと。サーバーは保存や共有などに使われるデータやファイルの保管をする役割となる。

◆IP アドレス

インターネット通信に対応したすべての機器（家庭内 LAN や企業ネットワーク等）に、コンピュータを識別するために、コンピュータへ付与された番号のこと。

◆肖像権

みだりに自己の容貌などを撮影され、講評されない人格的利益のこと。法律で規定されていないが、判例で認められている。

◆個人情報

2020 年 6 月公布／2022 年 4 月施行予定の個人情報保護法第 2 条によると、

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

最後の「他の情報と容易に照合することができ」という説明は、「一見して個人を識別できない情報であっても、他の情報と合わせれば個人を識別できる情報を含むものも個人情報である。」を意味する。

なお京田辺市立小中学校には、上記の個人情報保護法ではなく、次の京田辺市個人情報保護条例が適用される。

（京田辺市個人情報保護条例）

第 2 条 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

令和6年4月10日

保護者様

京田辺市立田辺中学校
校長 中井 達

写真や映像画面などの使用（肖像権）について

日頃より、本校教育活動にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

京田辺市内小・中学校では、GIGA スクール構想の実現の取組に係り、児童生徒一人一台タブレット端末を活用した ICT 利活用による授業や教育活動を行っており、紙媒体だけでなく、学校だより、学校ホームページ、インターネット等による児童生徒の教育活動及び日常生活の様子をお伝えする際に、ICT を活用した情報発信・情報提供の内容が増えてきています。

つきましては、今後の ICT 利活用を推進する中、下記のとおり写真や映像画面などの使用（肖像権）についてお知らせしますので、保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1 写真や映像画面（ビデオ動画やライブ配信）などの使用における配慮について

- (1) 個人が特定されにくいよう、解像度の低い写真（拡大してもモザイク状になる）を使用する。
- (2) YouTube では限定公開（視聴用の URL を知る人だけが閲覧可能）にして配信する。

2 確認書について

写真や映像画面の使用については、個人の特定がなされないよう配慮いたしますが、限定公開ではないホームページなどは不特定多数の方が閲覧可能となること等も鑑み、**特別な事情のため映り込みについて希望されない場合やホームページに掲載している個人情報の取り扱いにご質問がある場合は、お手数ですが下記の確認書に記入いただき、令和6年4月17日（水）までに担任へ提出願います。**それを受けて改めて返答及びご相談させていただきます。

----- 切り取り線 -----

写真や映像画面などの使用に関する確認書

令和6年 月 日

児童生徒名： _____

保護者名： _____

1 写真や映像画面の使用について

特別な配慮を希望する場合はご記入ください。

2 個人情報の取り扱いのご質問

以下に質問内容をお書きください。後日、学校より返答させていただきます。

保護者 様

京田辺市立田辺中学校
校 長 中 井 達

学校貸与タブレット端末(iPad)の持ち帰り 及び 学習成果物の閲覧について

薫風の候、保護者の皆様には、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は本校の教育活動に格別のご協力ご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、毎日(長期休業期間を含む)の学習の補助また、長期休業期間や臨時休業等により学校での学習等の指示をする為に、現在学校で使用している貸与タブレット端末の持ち帰りを可能とします。あわせて、学習場面(学校教育活動)において作成した学習成果物のデータの閲覧を可能といたします。

つきましては、お手数をおかけいたしますが、下記の内容をご確認の上、必要に応じて書類をご提出いただきますようお願い申し上げます。

記

1 使用目的

- (1) 毎日(長期休業期間を含む)の学習の補助
- (2) 臨時休業等の緊急対応が必要になった場合の学校(学年・学級)からの課題の指示
※ 課題については、ロイロノートスクールを用い、ご家庭のWi-Fiの有無、契約内容により、大きな差などが生じない課題を指示します。また、ご家庭の通信容量を大きく使用するような課題にならないようにします。
- (3) 学習成果物のデータの閲覧
※ 保存を希望される場合は、(別紙2)をご提出ください。

2 配布資料

- (1) 令和5年度学校貸与タブレット端末(iPad)の持ち帰り及び学習成果物の閲覧について (本文書)
- (2) 令和5年度学校貸与タブレット端末の持ち帰りに関する同意書 (別紙1)
- (3) 生徒の作成データの取り出しに係る承諾書について (別紙2)
- (4) ご家庭で気をつけていただきたいこと (別紙3)

3 提出書類

- (1) 令和5年度学校貸与タブレット端末の持ち帰りに関する同意書(別紙1) 5/23まで
※ 全生徒、ご提出ください。生徒1人につき1枚記入をお願い致します。
- (2) 生徒の作成データの取り出しに係る承諾書について (別紙2) 5/23まで
※ 全生徒、ご提出ください。生徒1人につき1枚記入をお願い致します。

4 持ち帰り可能機器

- (1) タブレット端末(iPad) (2) USB充電器・充電ケーブル
※ 全て、必要な方のみ。(2)については、必要な方のみ(別紙1)でご記入ください。
※ 長期休業中は、タブレット端末の更新作業等がある場合もあるため、一旦学校で回収する可能性があります。

(別紙1)

学校貸与タブレット端末の持ち帰りに関する同意書

1 貸与者の条件について

学校貸与タブレット端末の貸与を受ける生徒は、田辺中学校に在籍している者とし、利用するのは生徒及びその保護者であり、他者に利用させることは致しません。

2 学校貸与タブレット端末の利用目的・設定について

- (1) 学校貸与タブレット端末は、生徒本人の学習及び在籍校との連絡手段として利用します。それ以外の目的では使用しません。
- (2) 学校貸与タブレット端末は、Wi-Fiの接続及び画面の明るさの設定以外は変更しません。
- (3) 学校貸与タブレット端末の学習目的以外の利用や設定の変更が認められた場合は、貸与を中止するとともに、田辺中学校や京田辺市教育委員会が端末の操作記録を閲覧することに同意します。

3 学校貸与タブレット端末の取扱いについて

- (1) 家庭における充電、通信料はご家庭の負担となります。
※ 学校でも充電は可能ですが、自宅学習で使用する際、充電の不足分はご負担ください。
- (2) 学校貸与タブレット端末を利用する際は、故障や破損をしないように細心の注意を払い、万が一故障及び破損した際は、速やかに学校に報告します。故障や破損が、故意や重大な過失によるものは、実費負担をお願いすることがあります。
- (3) 学校貸与タブレット端末の利用による情報漏洩等、利用者に発生した損害については利用者の自己負担となります。田辺中学校は一切の責任を負いません。

4 その他

- (1) 別紙3「ご家庭で気をつけていただきたいこと」を確認いたしました。
- (2) 持ち帰り可能期間は、本同意書提出日からとする。

----- キ リ ト リ -----

学校貸与タブレット端末の持ち帰りに関する同意書 及び 貸出申請書

京田辺市立田辺中学校長 様

生徒が持ち帰る学校貸与タブレット端末に関する上記内容について

同意します ・ 同意しません

令和 5 年 月 日

年 組 番

生徒氏名: _____ 保護者氏名(署名): _____

☐ 学校貸与タブレット端末を充電する機器が自宅にない為、充電器の貸与を希望します。

(別紙 2)

京田辺市立田辺中学校長 様

生徒の作成データの取り出しに係る承諾書について

生徒の作成データを学校外で取り出す(保存する)場合のデータの取扱いについて、
下記内容を確認しました。

- 1 生徒個人の成果物のデータは、生徒個人(保護者)の責任のもと、保存します。
- 2 取り出した(保存した)データは、他者への流出がないように管理します。
- 3 授業や教材と関係有無にかかわらず、他者や他者の著作物が写りこんでいる写真や動画の取り出し(保存)は行いません。(著作権・肖像権の観点から)
- 4 個人情報や著作権に関わるトラブル等が生じた場合、学校(教育委員会)は一切の責任を持たないことについて了承しました。

令和 6 年 月 日

年 組 番

生徒名: _____

保護者名: _____

ご家庭で気をつけていただきたいこと ～田辺中学校～

端末を使うときの注意点について (文部科学省の啓発リーフレットより一部抜粋)



- ① 目を、画面から30cm以上、離して使う
- ② 30分に1回は、20秒以上画面から目を離して、
遠くを見る
- ③ 部屋の明るさに合わせて、画面の明るさを調整する
- ④ 端末の利用時間等のルールについて

- ・ タブレット端末の保管場所は、リビングなど保護者の方の目に届くところに置くように指導しています。
- ・ 22時～6時まではタブレット端末の使用に制限がかかります。

⑤ 端末の安全な利用について

使用に関しては是非家族で話題にしてみてください。

今日はどうだった？

どんなふうに使った？



本校では、情報モラルの指導をおこなっています。ご家庭でも引き続き見守りを願います。(以下は、学校での指導例です)

- ・ 肖像権やプライバシーの権利について(カメラで誰かを撮影したり、人の持ち物などを許可なしに撮影したりしない)
- ・ 学校貸与タブレット端末内の情報(写真や動画など)を他の端末に送らない。
- ・ インターネット上に個人情報や他の人が嫌な思いをする言葉を書かない。
- ・ 学校貸与タブレット端末は、学習用です。遊びに使ったり、学習に関係のないサイトにつないだりしない。

※そのほか、端末の利用時間等のルール及び安全な利用については、内閣府発行の保護者向けリーフレット「保護者がおさえておきたい4つのポイント」(令和4年)「保護者が正しく知っておきたい4つの大切なポイント」(令和3年版)もご参照ください。

令和3年版

令和4年版

